

申告相談日程表

会場：研修センター1、2階(市役所西側)

時間：8時30分～15時(11時30分～13時は受け付けません)

対象地区	相談日	対象地区
新野地区	2月16日(水)	西側区
	17日(木)	
東町 本町 早苗町	18日(金)	女岩区
	21日(月)	広沢区
	22日(火)	新谷区
中町 大山	24日(木)	薄原区
	25日(金)	
	28日(月)	
高松地区	3月1日(火)	中原区
	2日(水)	白羽区
佐倉一区 佐倉三区	3日(木)	白浜区
	4日(金)	
佐倉二区 桜ヶ池	7日(月)	新神子区
	8日(火)	上岬区
比木地区	9日(水)	下岬区
	10日(木)	大山区
朝比奈地区	11日(金)	全地区
	14日(月)	
全地区	15日(火)	

混雑緩和・ウイルス感染予防策について

- 当日朝に自宅で検温をお願いします。体調不良の症状が見られる場合は別の日程を検討してください。
- 会場に手指消毒用アルコールを用意します。消毒にご協力ください。また、手洗いやマスク着用、せきエチケットなどの感染予防対策をお願いします。
- 受付時に「入場整理券」を配布します。指定の時間にご来場ください。また、当日の混雑状況により受け付けできない場合があります。
- 申告会場では、受付時にアンケートにご協力いただく場合があります。ご理解ご協力をお願いします。

所得税の確定申告書は 国税庁ホームページで作成できます！

国税庁のホームページ(www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば…

1. 税務署に出向く必要なし！(作成した申告書などは、自宅のパソコンからe-Taxで送信することができます。また、印刷して郵送などにより税務署に提出することもできます。申告期間中は、休日も含め24時間いつでも利用できます)
2. 正確な申告書が作成できる！(画面の案内に従って金額などを入力するだけで、自動計算されます)

※市の申告会場でも、e-Taxによる電子申告を実施しますのでご利用ください。
◎作成した申告書の郵送先
〒436-8652 掛川税務署 宛て(所在地記載不要)

掛川税務署からのお知らせ

照会 掛川税務署 ☎0537-225141

※自動音声に従ってください。

掛川税務署 確定申告会場のご案内

令和3年分の所得税、個人事業者の消費税および地方消費税、贈与税の申告会場は次のとおりです。

◎場所 JA掛川市茶業研修センター(掛川市千羽609の1)

◎期間 2月16日(水)～3月15日(火)
※2月9日(水)～2月15日(火)には年金受給者からの相談、住宅借入金等特別控除に関する相談を受け付けます(土日祝日は除きます)。

◎時間 9時～17時(受付16時まで)
会場の混雑状況により、受け付けを早めに終了する場合があります。

なお、期間中、掛川税務署では申告相談をすることができないのでご了承ください。

〈開催場所位置図〉



スマートフォンでも確定申告ができるようになりました。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から、ID・パスワード方式を利用してe-Taxで送信することができます。すでにID・パスワード方式の届出完了通知が発行されている人は、新たに取得する必要はありません。詳細は照会先へ問い合わせください。左記2次元コードを読み込んで、国税庁ホームページへアクセスできます。



スマートフォンでも
所得税の確定申告ができます

申告、納税期限

- ▼所得税、贈与税
令和4年
3月15日(火)まで
- ▼消費税、地方消費税
令和4年
3月31日(木)まで